

一宮川流域委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、一宮川流域委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、河川管理者千葉県知事が、河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定・変更又は河川整備計画に基づく河川事業の実施に当たり、その実施過程の透明性及び事業の効率性の一層の向上を図るため千葉県知事に対し意見を述べることを目的とする。

（委員会及び委員長の職務）

第3条 委員会は、別表1に掲げる学識経験者、地元代表者、河川利用者、流域内市町村の長から構成される委員をもって組織する。

- 2 委員会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。
- 3 委員は、千葉県知事が委嘱~~し~~する。任期は2年とする。し再任を妨げない。
なお、異動および役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会には委員長を置き、学識経験者がその職務を行う。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（委員会の招集）

第4条 委員会は、委員長の命により千葉県長生地域整備センター所長が招集する。

（ワーキンググループ）

第5条 委員会の円滑な運営を図るため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 ワーキンググループは、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局を千葉県県土整備部に置く。

- 2 事務局の幹事として、千葉県長生地域整備センターが委員会の運営を行う。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

（附 則）この規約は、平成13年7月16日から施行する。

（附 則）この規約は、平成15年3月24日から施行する。

（附 則）この規約は、平成17年3月15日から施行する。

（附 則）この規約は、平成21年3月9日から施行する。